

## 第4回 政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議 概要

日時：平成29年11月15日（水）16時10分～16時57分

場所：議事堂2階 201委員会室

出席者：政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議委員（9名）

資料：政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議事項書

政務活動費の事後精算（後払い）について（新政みえ案）

### <議事録 概要版>

**委員**：ただいまから、第4回「政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議」を開催する。本日は、前回の会議の後、会派で検討いただいた政務活動費の事後精算方式についての具体的な提案をいただき、そのメリットやデメリットなど、議論を進めてまいりたいと思うのでよろしくお願ひしたい。

それでは、事後精算方式について、検討いただいた結果の報告をお願いする。なお、会派の中で、事後精算を導入する必要はないとの意見となった場合は、その旨の報告をいただき、できたらその理由についても話をいただきたい。

それでは、新政みえから報告願う。

**委員**：新政みえからまず報告させていただく。新政みえ案ということでまとめたものがあるので、配付いただきたい。

（事務局から資料配付）

**委員**：資料に基づいて話をさせていただく前に、前提として議長からの政務活動費の事後精算を考えてみてはどうかという提案を受け、新政みえとしては、何らかの形で事後精算方式を導入していこうではないかという方向で考えている。いろいろこれまでにプロジェクト会議で議論がされてきたが、1年間を通じて、それぞれの四半期ごとに事後精算を導入するということになると、事務局に相当な事務負担を強いることになるし、また、大人数の会派でも、会計事務担当の方に大変な負荷がかかってくるので、現実的にできるだけそういう部分に負荷なり負担がかからない方法で事後精算方式を考えるということで、新政みえ案を述べさせていただく。これは既に、これまでも会議の中で新政みえから発表させていただいているが、改めて資料に基づいて報告させていただく。

まず内容は、①議員分の月額18万円分として、会派分の取扱いは変わらないものとする。②第1四半期から第3四半期までは、従来どおり事前預かり、前払い方式ということにさせていただいて、第4四半期の1月から3月までの

分を会派へ事前預かりとし、これを当該年度最後の精算の時に、各議員へ事後精算ということで、会派から支払いをさせていただくという方式にする。

このような考え方に至った経緯は、先程の繰り返しにもなるが、他県等での政務活動費の不適正な受給問題等がマスコミで取り上げられることもこれまでにあった。そんな中で、年度最後の使い切り、駆け込みの意識が働いて、無理に使ってしまうのではないかというような県民等からの懸念を払拭するために、最後の第4四半期に事後精算を導入して、年度最後の精算の時に取り入れるということで、これによって議会改革を先導する本県議会としての取り組み姿勢というか、我々が意識を持って取り組んでいるという姿勢を示させていただくのではないかということである。それと、政務活動費の制度の性格が記述させていただいてあるが、これは皆さんご存じのとおりであるので、これは私からは改めて説明させていただかないが、そのような考え方で私どもの新政みえ案を示させていただくわけである。

3 導入のメリットについて書かせていただいているが、第4四半期分を議員からの委任状を受けて会派で保留する方法とすることで、条例までは改正を伴わずに、対応できるということが、メリットということで考えている。

また、4 導入のデメリットも示させていただいているが、各議員におかれては、第4四半期分の政務活動費を立て替えていただく期間が生じるので、その点が申し訳ないがデメリットとして考えられる事と、各会派において各議員分を事前預かりとして保留して、収支報告書の金額に基づいて事後精算という業務が、特に人数の多い会派では、その分の業務が新たに生じるということであるが、デメリットは極力最大限生じないような考え方ではないかと思っている。新政みえ案は示させていただいた以上である。よろしく検討いただけるようお願いしたい。

**委員：**次に、自民党よろしく願います。

**委員：**会派としての結論は、前回と変わらず出てはいない。ただし、相変わらず会派の多数は導入しない方向である。その上で議論を進めた結果、導入する、しない場合のメリット、デメリットの意見が出てきたので、その主なものについて報告する。まず、導入する場合のメリットは、改めて政務活動費の資金管理方法についての意識が高まるというような意見があった。一方でデメリットは、政務活動費を使い切るといったような意識はそもそもないのではあるが、導入すると現行のガイドラインに問題があったように誤解されるのではないかと、非常に事務量が増えるのではないかと。また、会派の会計担当の負担がかなり課題になるのではないかと、あるいは立て替えをするのが困難な場合もあるのでは

ないか等である。

次は、導入しない場合だが、メリットとしては現行の事務労力で済む、現行の三重県議会政務活動費ガイドラインがしっかりしたものであるということが示せるのではないか等である。一方で、デメリットに関しては、議会改革という方向に、導入しない場合果たして合うのかというような意見があった。

**委員：**鷹山お願いしたい。

**委員：**鷹山は、前回と意見は変わってなく、事後精算（後払い）を導入する必要はないと考えている。導入した場合のメリットは、特にない。デメリットは、やはり事務の増加もあるし、事務に混乱を来すということもあるということが話された。現況でよいのではないかという意見である。

**委員：**草の根運動いがお願いしたい。

**委員：**前回いろいろ申し上げたが、導入するメリットをいろいろ考えたが、議会改革等の向上に繋がるのであれば、新政みえから提案いただいたような内容について検討してみる必要があるのではないかというふうに思っているところである。

**委員：**青峰お願いしたい。

**委員：**私も同じで、議会改革が一步進むという議長の考えのもと、一回検討してみる必要もあるのかなと思っている。今の事後精算方式について見させてもらったが、大きい会派には少し負担があるかなとは思いますが、それでも一度検討はしてみるべきと思う。

**委員：**ただ今、それぞれの会派から報告をいただいた。それに対しての質疑、これをどういうふうに考えているというようなことも含め、あるいは、意見があれば聞かせていただけたらと思う。そういう意味での委員間討議をできればしていただきたいと思うが、何か意見はないか。

**委員：**個人的な意見だが、この問題はかねてから議論があるように、私個人としては、先とか後とかいう話よりは公金の取扱いの問題が本質なのではないかと思っている。先に預かるのであれば、公金をどう取り扱うのかということをしっかりするべきで、それが本当のところではないかと思う。あと、普通の会社で

あれば、事後精算が当たり前ではないかというような話も聞くが、私たちはどちらかというに従業員というよりは個人事業主であると思っているので、後の精算が社会の常識という話とは少し違うのではないかなと思っている。最後に、新政みえから提案いただいた案で、私が個人的に不安に思うのは、最終的に会派に会計担当を置いて、その人が責任を負わなければいけない。私たち議員は県民の付託を受けてここへ来ているわけだが、他の議員が行ったことに対して、最終的に責任を負わなければならない場合が出てくると思う。もし、不正があった場合、それを見抜けなかった場合、会計担当者の責任が発生する。また、会計担当者が不正をした場合、そういった会計担当者を置いた責任が会派の構成メンバーの中に出てくると思う。そうした責任を私たち議員一人ひとりが本当に取り得るのかというのが大変不安に思っているところである。

**委員：**他にいかがか。

**委員：**細かいところだが、新政みえに尋ねたいところがある。第4四半期分を会派で精算をするのが5月となっているが、5月の何日を想定されているのか。

**委員：**何日までは、それぞれ作業の流れもあるだろうから、事務局に確認して申し訳ないが、私から確認してよいか。

**委員：**どうぞ。

**委員：**5月のリミットは何日になるか。

**事務局：**条例によると、収支報告書を出していただく期限が4月30日になっている。その枠組みは守っていただかなければならない。

**委員：**そうすると、精算は。

**委員：**4月30日までに提出しますよね。提出いただいてから精査の期間がありますよね。精査をして、具体的に今までなら確定したものをつくりますよね。個人個人が、一応出させていただいて、具体的な作業としては訂正が必要なら戻ってきたりして、整理をして確定をしますよね。そのリミットはいつだったか。それも4月30日か。

**事務局：**新政みえ案を見せていただきながら、委員がおっしゃった話を考えたところ

ろ、この案では、条例上、会計終了後30日以内に収支報告書を出していただくということで4月30日なのだが、それに合わせて、その前に各会派で各議員に後払いしていただくのかなと思った。その後は全く従来どおり、これまでのやり方と同じで、収支報告書を出していただいて、事務局もいろいろ拝見するので、若干数字が動くようであれば、従来どおり6月末か7月の収支報告書等の公表までの間に、同じように作業をさせていただく。公表した後の7月に、返還をしていただくことがあれば、事務局（県）と議員との間で起こることだと思う。その辺りは、従来と同じだと思う。

**事務局：**この内容にあるところで、一旦会派で保留しておき、当該年度分の収支報告書に基づいて各議員へ事後精算を行うということなので、この下の図にあるように、今申し上げた4月末が収支報告書の提出期限になるので、早い議員だと収支報告書を4月の中旬や20日頃に提出していただけるのかなと思うので、その収支報告書の数字を基に、会派において事後精算が行われるということかと思う。事務局の整理についてはその後、並行して行っていくという形になると考える。

**委員：**今の話も含めて、私どもの案でいくと4月30日までになっているので、4月30日までそれぞれの議員が、私どもの会派であれば、4月30日かも分からないし、29日かも分からないし、28日かも分からないが、整理されて提出されたものに基づいて支払いをさせていただく。支払いをさせていただいて、その後に事務局との精査の中で最終的に返還とかあるが、それは個人個人で対応していただく。会派で預らせていただいているものについては、4月30日までに収支報告書が出され、個人個人の整理に基づいて、一旦精算させていただくということである。

**委員：**4月末までに整理をするということだが、いつからという日は、4月1日からという理解でよいか。

**事務局：**後ろが4月末なので、例えば政務活動を早めに終わられてこれ以上ないと思われた議員におかれては、極端な話、3月に出していただいてもよいかと思う。例えば年間の合計額を超えられた議員は早めに出していただいで、そこからスタートしていただければよいかと思う。

**委員：**早めにとというのは、4月を待たずに3月中でもこれで政務活動費の支出はないという意味の理解でよいか。

事務局：そうである。

委員：もう一つ確認で、同じ事だが、この網掛けの分で会派からの事後精算を5月となっているが、人によって違うが、早い人なら3月末とか4月1日もありきだという理解になりますね。

委員：そのとおりだと思う。他にあるか。

委員：新政みえの案を見せていただいて、③第4四半期のみ会派へ事前預かり（前払い）と書いていただいているので、議会的には前払いのままいくということで、何も変わりがない。そして、一旦会派で保留しておくということなので、会派内だけの話である。49人いる議員の中で、11人が少数会派。だから11人は特に関係のないことになってしまう。だからもし、会派内でそれを実行されたいなら、会派ごとにいろいろな規約を決めてされたらよいのではないか。例えば、新政みえがこういう案を出していただいたということは、新政みえがモデル的にやっていただいて、これが1年間通してやっていただいて、良い例だというのなら議会全体に浸透させたほうがよいのではないかと思う。

委員：新政みえで、まずやってみたらよいのではないかという意見は、それは意見として、そうならば我々は考えるかどうかであるが、少数会派については、確におっしゃられるとおりである。これまでの議論でも申し上げたとおり、私どもとしては、これは議会全体の取り組みということで理解をいただいて、このプロジェクトも立ち上がって事後精算というものについて、議長から検討してくれないかということを受け、議会全体で議会改革推進会議でも取り上げられて取り組んでいることである。確かに、特に一人会派の方ならば、一人で管理して先にもらおうが、どうしようかということになるのだろうが、それは全体の取り組みということで理解をいただきながら、議論を賜りたいというところである。

委員：全体で取り組むことになれば、一人会派の方も3ヶ月は下ろしてもらったらいけない話になる。だから今の話は少し違うと思う。一人ならということで、自由にやってもらうのは駄目で、議会として取り組むのなら、一人でも3ヶ月は立て替えておいてもらわないと筋が通らない。

委員：おっしゃるとおりで、議会全体でやるということであるので、その辺のどこ

ろは理解をいただきたいと思う。一人会派の場合だと、先程言われたような話も出てくるが、2人、3人の少数会派の皆さんもいらっしゃるので、それは20人と、あるいは2人という話の点では同じような内容になるのかなど、金額は違うが。他にいかがか。

**事務局：**委員からスタートの時期について質問があったが、条例を改めて確認すると、第11条に収支報告書の記述があり、議長に提出していただくのは「毎年度終了後30日以内に議長に提出しなければならない」ということであるので、議長宛てに出てくるのは、4月1日以降ということになる。後は、会派でどうされるかというのはあるかと思う。

**委員：**ということは、先程話をいただいたのは。

**事務局：**3月でも収支報告書は大丈夫ということだったが、議長に出てくるのは会計年度が終了した後の4月1日ということである。ですので、4月1日以降で30日以内。4月30日までということになる。

**委員：**会派が預かっていて精算するのと、それとは別にリンクしないよね。

**委員：**確認をしておくが、会派で預かって、もうやらないということで精算をするということは、4月1日以前でも可能だと。但し、議長へ報告するのは4月1日から30日の間という理解ということだ。

**委員：**先程からの議論を聞いていて、ごく素朴な疑問だが、私が自分でやっていることと照らし合わせると、口座を作って預けているわけだが、精算するのは金額が確定して返還してからだと思うが、金額が確定する前に精算しても良いものなのか。まだ金額が動く可能性があるのではないか。だから、私はいつも精算が終わって自分の口座を空にするのは夏ぐらいになってだが、こんな5月や、場合によっては4月に金額確定前に精算してよいという感覚はどちらかということ、今私が個人でやってもないが、どうなのでしょうね。素朴な疑問として。

**委員：**いかがか。

**委員：**おっしゃるところはあるが、できるだけ負担の少ない形でこういうことを取り入れていこうという考えなので、それぞれの議員自身が自分で整理され、自

分で確定し、その整理に基づいて精算させていただこうということで、その後、最後に確定で返金される。間違えていた、計算誤りがあったということで、最後に返還なりがあるが、それは自身の管理でさせていただこうということである。それが私どもの考え方であり、確かに、皆そうだが、それも含めた上で、まず個人が精算された数字で一応会派としては精算させていただこうということである。

**委員：**そうすると、そこは会派毎に違う可能性も出てくるのか、タイミングとしては。その辺が、例えば会派で預かって公金なので、公金の取扱としてやや少し不明瞭。最後の第4四半期を、1人の議員が会計責任者として公金を預からなければいけないという大変重い責任、その責任の重みに私なんかは、もし何かあったとき、不正はなくても間違いはあり得るではないか。間違いがあったときの責任はどう取ったらよいかと恐ろしい思いがある。素朴な感想だけ。

**委員：**まさに間違いがあったときの責任は個人個人なので、だから個人個人が精算されたもので、一旦会派は精算させていただいて、後の最終のところは、個人の責任で返還が必要になったら返還してということで考えている。

**委員：**他に。

**委員：**仮に、新政みえが出された案として、第4四半期のみ後払いということだが、そもそも政務活動費は個人によって使い方が違うわけで、例えば18万円をほぼ固定費で使ってしまう方もいると思う。そういう方においても、やはり3ヶ月自分で立て替えて払うという考え方なのか。それとも固定費は、また別の扱いとして考えられるのか。

**委員：**私どもの考え方としては、まずは、第4四半期で事後精算の制度を取り入れてという大枠の考え方をここで示させていただいている。今おっしゃられたようなことは確かにあるので、例えば固定費については、分からないが、協議の中で、これは事務所の借り上げ費用であるとか人件費であるとか、第三者がどう見てもこれは固定費で毎月いるものだから、ここで駆け込みが発生するものではないので、その辺は何かルールを作って、固定費については先に払わせていただけるようなルールを作るとか、細かい部分については、この形を考えていただくならば、その辺は何か方法を考えていかざるを得ないところもあるとは思っているが、今のところ、ここではまだ大枠を示しているだけで、そこまではすみませんけれども、後の話として。

委員：その場合、固定費の場合は1ヶ月毎にとということもありだというのが、そういう場合はガイドラインか何かに載せないと駄目なのか、共通ルールみたいな。会派の中だけで決めたらよいことなのか。

委員：そこまで私ども議論がっていないので、答えられない。

委員：しくみを提案せよということであるので、この中で大枠はこういう形にしていこうというところで、その中で例外規定をつくるというのは、提案の中に入れていくことは可能だと思う。

委員：そうした場合、固定費は当然皆さん議員個人分の政務活動費から使っていると思うが、それならば、この場合は議員分ではなくて会派分を対象とするべきではないか。新政みえに聞きたいが、個人分は自己管理で、賃貸料、人件費、光熱費は議員個人分だと思う。後払いで可能と言え、まだ会派分のほうなのではないか、対象とするのは。これを、議員分を対象としているからそういうまた違うことが出てくるわけで、会派分が対象ならばそういう問題はないと思うが。会派で管理されるのだから、会派分であるべきではないかと思う。

委員：使い方は議員それぞれなので、今、言われたようにすれば解決するのかどうか私は分からないが。

委員：議長の私どもに対する提案は、議員個人分という話だったので、それをどのような扱いをするかというのが、ここのテーマだという理解をいただいたほうがよいのかなと思う。

委員：会派分については、会派で当然事前に管理しているので、その分はもう手を付けないということと違うのか。現在も会派分としては会派で管理しているので、今浮いている分は個人分の月18万円の分が自由になっているので、そのところを、この第4四半期のところで管理しようということだと思っている。

委員：議長は、そういうことで個人分をと言っているのだと思う。そういう主旨で。

委員：当然会派分については、事前に会派で管理しているというのが前提ではないのか。他の会派の会派分の扱いが分からないが、そう取ると話が合うのではないか。

委員：そこは会派によって違うみたいなので。

**委員：**正副議長が役員会で話をされたのは、議員個人分の、個人の権限で自由になる部分についてというふうに聞いている。いろいろ意見をいただいたが、他に意見はないか。

**委員：**案を示している唯一の案である。他の会派の方々からの意見を聞かせていただいたのも踏まえて、改めてもう一度意見を述べさせていただきたい。

それぞれ議論をいただいた中には、会派によってそれぞれだったが、必要ないというところもあったが、概ね聞くと議会改革に向けた意識の高揚についてはメリットとして考えられるのではないかという意見が多くあった。デメリットというのは、事務量が増えるとか、事務が混乱するとか、1 四半期分立て替えなければならないのでこれはどうだろうかという意見もあった。

その辺のメリット、デメリットを合わせて考えたのが、一番負担が少なくて済むだろうという考えの基に示したのが私どもの案だというふうに思っているので、是非、事後精算方式を議会改革というか、我々の意識を高めていくために検討をいただき、そして、そのことについて、賛同していただける方向であれば、私どもの案を一つのたたき台として、一度それぞれ検討いただけたらどうかというふうに思う。その辺り、皆様のご意見を頂戴したいと思う。

**委員：**委員から話があったが、具体的に案としての形で出てきたのは新政みえの案だけという現状であるので、一度これを持ち帰っていただいて、検討をいただきたい。先程、副座長からも話があったように、具体的などころの提案もあった。その辺のところも含めて、新政みえの案を持ち帰っていただいて、これでも必要がないという意見もあろうかと思うし、この辺をこんなふうにしてやったらもっと良いものになるのではないかというようなこともあろうかと思う。

再度確認をさせていただくが、私どもの三重県議会の政務活動費の使用内容についてはガイドラインを作って、何ら後ろ指を指されることはないという思いであることは議員全員同じ思いだと思う。しかし、そんな中でも私の個人的な場合だが、政務活動費についてのいろいろな話をさせていただいたときに駆け込みであったり、あるいは使い切りであったりというような話も出てくる。そういうのは、仕組みとしてこんなふうに行っていると言えるようにしたいというのが議長の考えであるように思うので、その辺のところも頭の中に置いていただいて検討いただきたいと思うがいかがか。

(「意義なし」の声あり)

**委員：**それでは、事後精算方式について具体的な案を提案いただいた。これをそれ

それぞれの会派に持ち帰っていただいて、メリット、デメリットを含めて検討して  
いただいて、次回の会議で意見を報告いただきたいと思いますので、そのようによ  
ろしくお願い申し上げます。

最後に、次回の日程であるが、11月28日、本会議の議案質疑の日を想定  
したいと思っているが、この日は、障がい者差別解消条例策定調査特別委員会、  
選挙区調査特別委員会があったり、もう一つのプロジェクト会議もあるやに聞い  
ているが、それらの会議との時間調整を私ども正副座長にお任せいただいて、2  
8日に開催することで、いかがか。

(「意義なし」の声あり)

**委員**：それではそのようにするのでよろしくお願ひしたい。長丁場になると思うが  
よろしくお願ひしたいと思う。協議いただく事項は以上だが他に何かあるか。

(「意見なし」の声あり)

**委員**：なければ以上で第4回プロジェクト会議を終了する。